

# ヘリテージマネージャー協議会規約

一般社団法人長野県建築士会

## 第1条(名称)

本会の名称は、長野県建築士会ヘリテージマネージャー協議会(以下「本協議会」という)と称する。

## 第2条(定義)

ヘリテージマネージャーとは、歴史文化遺産を発掘し、その保全と活用に携わる専門家のことである。

## 第3条(目的)

地域社会における歴史文化遺産のあり方を見据え、その保全と活用を推進するため、ヘリテージマネージャーの育成、研修と知識や情報の交換とともに、ヘリテージマネージャー活動のための情報集積と公開並びに連絡・協議活動を行うことを目的に一般社団法人長野県建築士会(以下「本会」という)にヘリテージマネージャー協議会を設置する。

## 第4条(活動)

本協議会は、目的を達成するために以下の活動を行う。

- (1) 歴史文化遺産を発掘する活動
- (2) 歴史文化遺産を保全・活用し、まちづくりに生かす活動
- (3) 登録文化財に関する調査・申請活動
- (4) ヘリテージマネージャーの資質向上を図る事業
- (5) ヘリテージマネージャーの対外活動が適切に行われるための連絡・協議活動
- (6) その他本協議会の目的を達成するために必要な活動

## 第5条(運営・会計)

本協議会の運営及び会計は本会に属し、本会景観整備機構が所管する。

2 本協議会の活動を推進するため運営協議会を設ける。

3 本協議会に関する重要事項及び決算等は、景観整備機構及び本会理事会が承認する。

#### 第6号(会員)

本協議会員は、長野県建築士会ヘリテージマネージャー養成講座において、ヘリテージマネージャーに認定された本会会員とする。

#### 第7条(会員の権利)

本協議会員は、本協議会の事業成果及び関連する情報の優先的利用等について便宜を受けることができる。

#### 第8条(会員の責務)

本協議会員は社会の信頼を得るため、本協議会活動を誠心誠意行い、資質向上に努めるものとし、事業成果等を社会一般に公開するものとする。

#### 第9条(その他)

本協議会の運営に関することは、別途定める。

#### 附則

本規約は、平成27年12月19日から施行する。